

「建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条各号に掲げるもの」とは？

1号：学校や病院、物販店舗など多数の者が利用する施設で、政令で定める規模以上となるもの

例) 小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等で、階数2以上かつ1,000㎡以上のもの
病院、診療所で、階数3以上かつ1,000㎡以上のもの
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で、階数3以上かつ1,000㎡以上のもの
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿で、階数3以上かつ1,000㎡以上のもの 等

2号：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

※ 具体的な危険物の種類や数量については、建築物安全推進室にお問い合わせください。

3号：地震によって倒壊した場合、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難等を困難とするおそれのあるものとして、政令で定める規模要件となること(下図参照)

